

別紙

静岡県指定文化財指定候補物件

種別	名称	員数	内容及び指定基準	年代	所在地	所有者	備考
1 有形文化財 (考古資料)	東平第1号墳出土遺物一括(ひがしだいらいだいいちごうふんしゅつどいぶついつかつ)	一括	<p>東平第1号墳は、富士市伝法字東平に所在した直径約13mの小規模円墳で、伝法沢川東岸の大淵扇状地上に分布する伝法古墳群のうちの1基である。埋葬施設は全長約5.1m、幅約1.5mの無袖形の横穴式石室である。</p> <p>当古墳では、横穴式石室内及び周溝内から、丁字形利器1点、象嵌装大刀2点を含む大刀3点、鉄鍔30点以上、弓飾金具1点、金銅装馬具を含む馬具2組、刀子4点、用途不明金銅製品1点、用途不明鉄製品2点、須恵器22点、土師器1点など多種の遺物が出土している。</p> <p>なかでも、丁字形利器は、朝鮮半島の柄穴鉄斧(斧鉞)の系譜をひく、軍事権を象徴する遺物である。当古墳の被葬者の朝鮮半島とのつながりを示すとともに軍事的な活動を行ったことがわかる資料として重要である。</p> <p>また、大刀3点、馬具2組、30点を超える鉄鍔は被葬者の武人的な性格を示すとともに馬匹生産や鉄器生産を行ったことが窺える資料であり、銀象嵌鍔付大刀2点と合わせ、仏教工芸品との関係が深い意匠をもつ金銅装馬具は大和王権との関係を示すものである。</p> <p>周溝から出土した土器は、墳丘上や墳丘外で行われた古墳祭祀にかかわるものと考えられ、墳丘内外における埋葬儀礼の実態を示すものとして重要である。</p> <p>当古墳の出土遺物は、古墳時代終末期(7世紀)の駿河東部を代表する有力者層の存在を示すものであり、静岡県の古代史を理解する上で欠かせない資料として重要である。</p> <p>県指定県指定有形文化財指定基準 考古資料の部3</p>	古墳時代 終末期 (7世紀)	富士市伝法66-2 富士市立博物館	富士市	富士市指定有形文化財(令和元年12月20日指定)

※考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの